

事業環境の変化を踏まえた 料金改定手続について

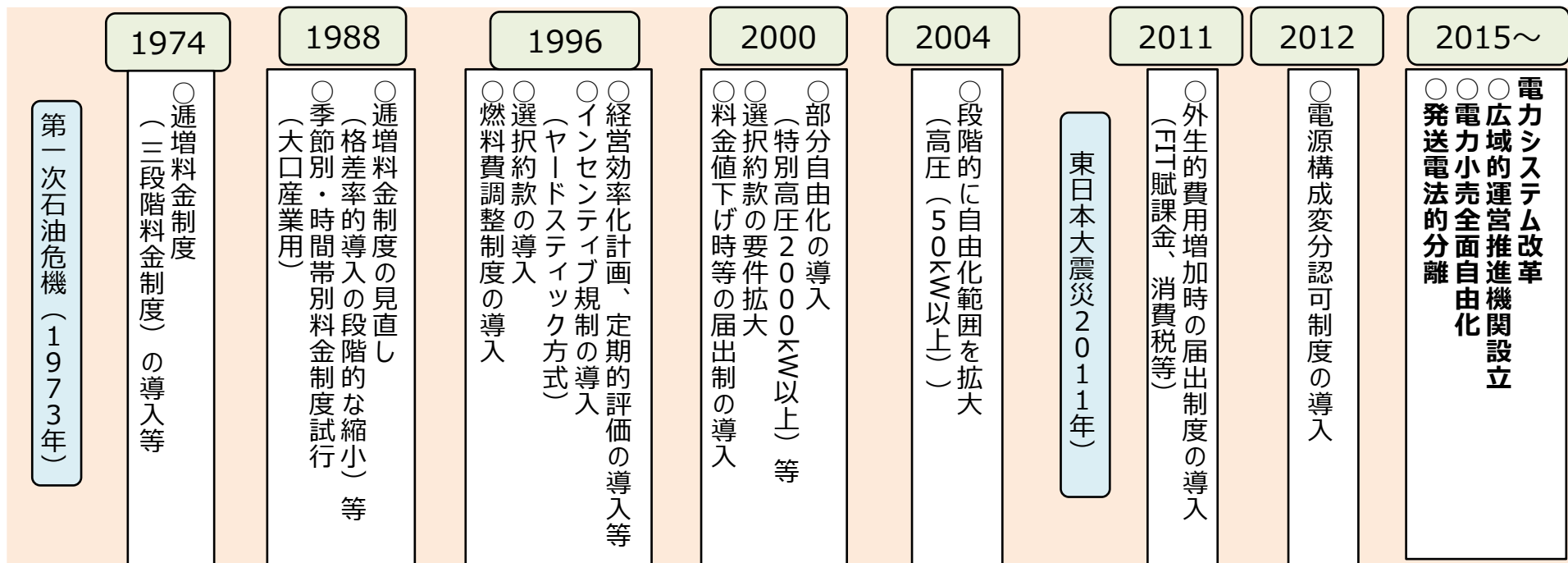
2017年7月7日

資源エネルギー庁

1. これまでの電気料金制度

電気料金制度の変遷

- 電気料金は、戦後、一貫して認可制の下にあったが、石油危機以降の省エネルギー推進等の時代要請に応じて三段階料金が導入され、石油価格の低下や円高の進展等の経済情勢の変化の迅速な反映を目的として燃料費調整制度が導入されるなどしてきた。
- また、電力システム改革が始まり電力会社の経営の自主性を高める中で、2000年に値下げ時等における届出制が導入されたほか、2011年にはFIT賦課金や消費税等の外生的費用増加時の届出制度、2012年には料金値上げ後の電源構成変化に応じた機動的な料金改定を可能とする電源構成変分認可制度が導入された。



総括原価方式

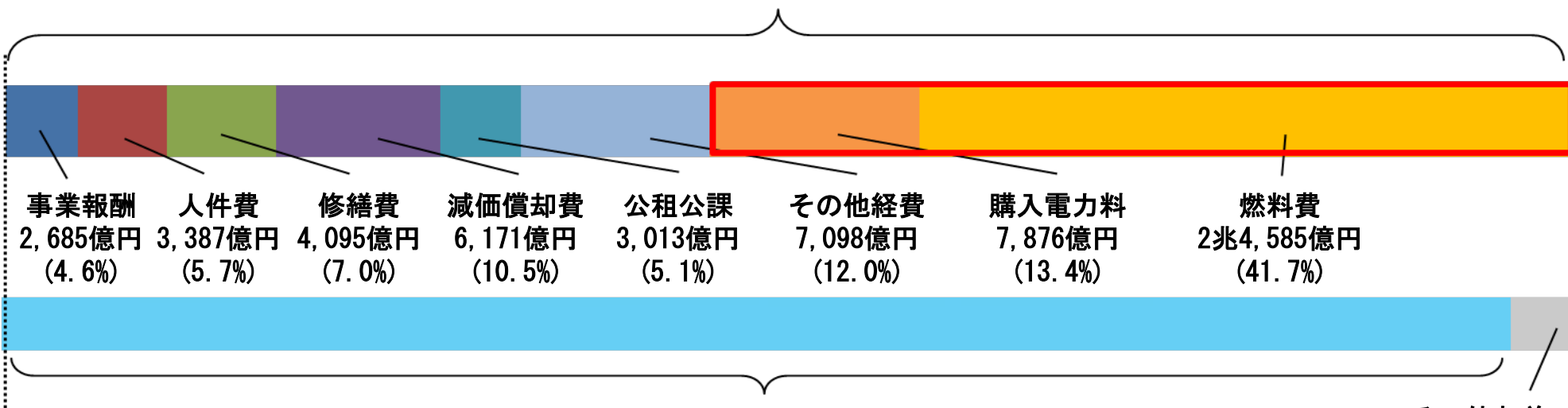
- 小売規制料金は、必要なコストと適正な事業報酬を積み上げ、その総額（総原価）と料金収入が一致する「総括原価方式」によって算定されている。

※ 家庭向け等の低圧分野は昨年4月に自由化されたが、需要家保護の観点から、小売規制料金は少なくとも2020年3月末までは経過的に残されている。

<電気料金の総原価> ※東京電力の例（2012年9月料金改定時）

（事業報酬率：2.9%）

適正費用（営業費） 5兆6,226億円 + 事業報酬 2,685億円



総原価 5兆6,783億円（平成24～26年度の年平均）

その他収益
▲2,128億円

(参考) 電気料金の構成

【電気料金の構成】東京電力管内の標準的な家庭における例（昨年11月分）

電気料金	=	基本料金 + 電力量料金	±	燃料費調整額	+	再エネ発電賦課金
6,092円		基本料金：842円（30A） 電力量料金：5,982円		-1,263円 （-4.86円×260kwh）		585円 （2.25円×260kwh）

※使用電力量を260kwh/月と想定。

※合計額は、口座振替割引額（54円）を勘案しているため、上記の式の数値は合致しない場合がある。

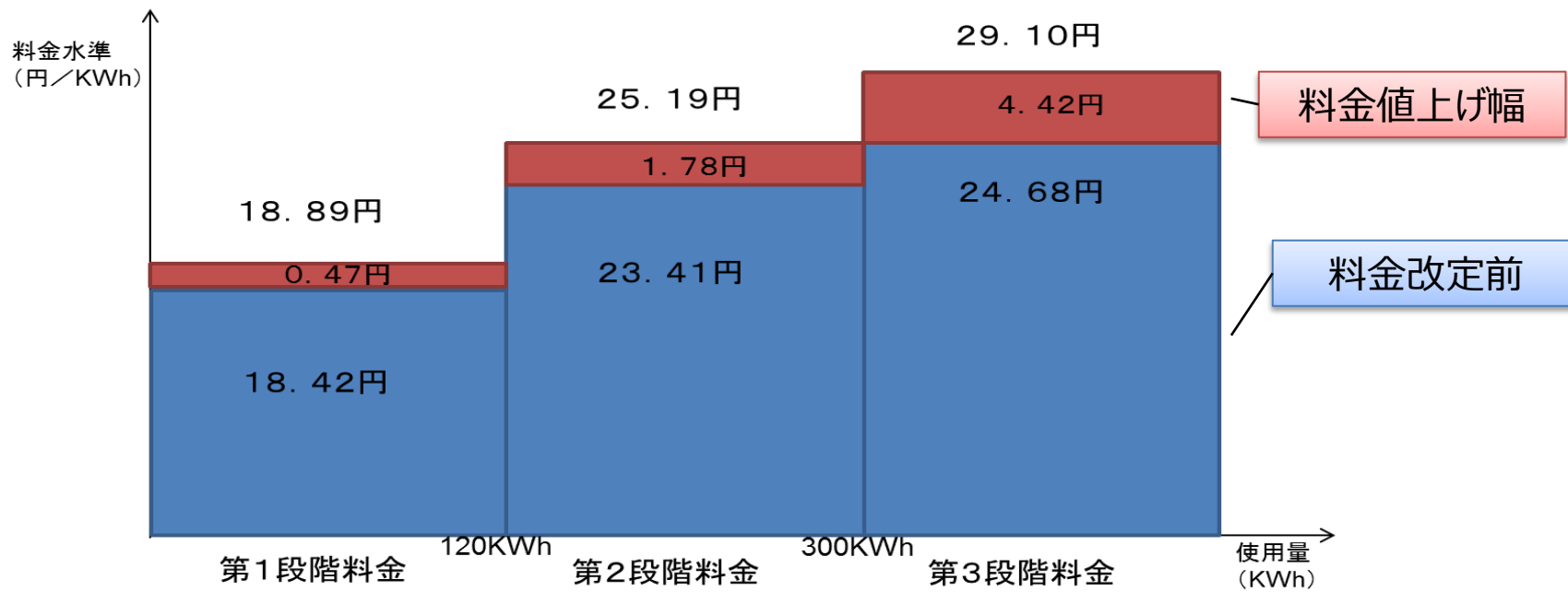
このお知らせ票で集金員が料金を収納することはありません。 また、金融機関やコンビニエンス・ストアでのお支払いはできません。	電気ご使用量のお知らせ		***** 様	
	ご使用場所 *****			
	昨年11月分	ご使用期間 検針月日	11月 1日 ~ 11月 30日	ご契約種別 従量電灯B
	ご使用量	321 kWh		ご契約 30A
	請求予定金額	7,618 円		当月指示数
	(うち消費税等相当額)	454 円		前月指示数
	基本料金	842 円 40 銭		差引
	電力量料金	5,982 円 60 銭		計器乗率(倍)
	・1段料金	6,332 円 60 銭		取替前計量値
	・2段料金	4,484 円 70 銭		計器番号(下3桁)
燃料費調整額	-1,263 円 00 銭		000	
再エネ発電賦課金	585 円 00 銭			
口座振替割引	-54 円 00 銭			
上記料金内訳			昨年11月分は30日間です。	
			燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)	
			月(当月)分	
			翌月分の燃料費調整は、弊社の	
			ホームページ等にてご確認ください。	

3段階料金制度

- 電気料金は生活必需的性格を有することを踏まえつつ、省エネルギーの推進のため、1974年、電力使用量の少ない需要家の料金単価を抑制した上で、使用量に応じて料金単価が上昇する3段階料金制度を採用。
- 震災後の東京電力の料金値上げ時（2012年）には、電力使用量が少ない第1段階及び第2段階の値上げ幅を抑制することで、生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減するよう配慮がなされた。

- ※ 3段階料金
- ① 第1段階：ナショナルミニマムに基づく低廉な料金
 - ② 第2段階：ほぼ平均費用に対する料金
 - ③ 第3段階：限界費用の上昇傾向を反映した料金

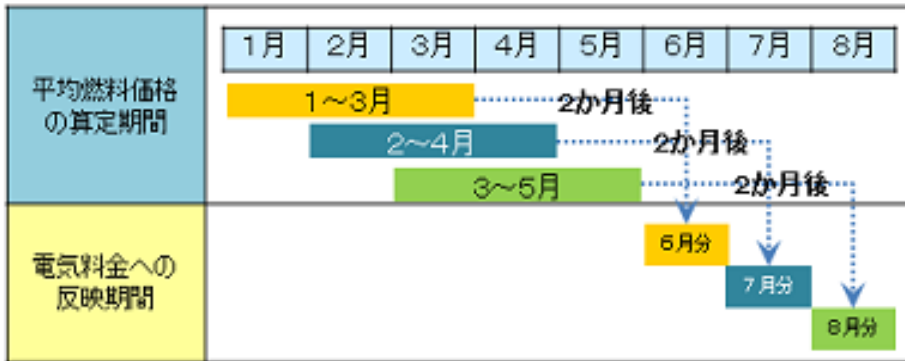
東京電力における3段階料金（従量電灯B・C、2012年9月料金改定時）



燃料費調整制度

- 総原価の3-4割（当時）を占める燃料費の変動を毎月の電気料金に反映する燃料費調整制度は、為替変動による差益を消費者に還元することを目的に、1996年に導入された。
- 本制度に基づき、全国平均の輸入燃料価格（円建て）の変動に応じ、毎月、電気料金を自動的に調整することとなっている。

電気料金への反映イメージ



※輸入燃料価格は、3～5ヶ月前の平均燃料価格を用いるため、燃料価格の変動が電気料金に反映されるまでにはタイムラグあり。

例：2016年10月分の燃料費調整額の算出には、2016年5～7月の貿易統計値（7月のみ速報値）を使用。

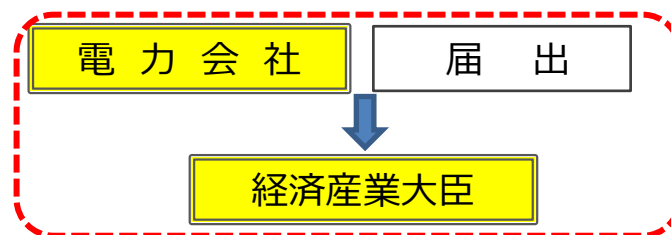
燃料費調整額の変動 ※東京電力の例

	単価 (円/kwh)	一月あたりの調整額(円) (使用電力量を260kwh/月と想定)
2016年10月	-4.95	-1,287
2016年9月	-4.92	-1,279
2016年8月	-4.67	-1,214
2016年7月	-4.26	-1,107
2016年6月	-3.88	-1,008
⋮	⋮	⋮
2016年1月	-1.73	-449

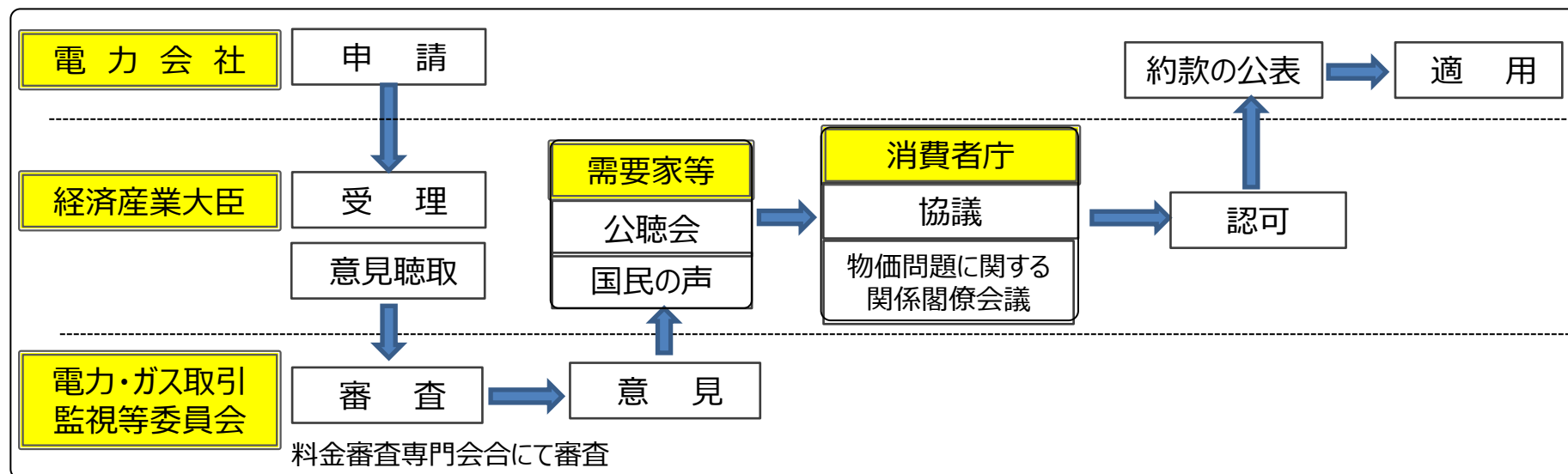
値下げ届出制度

- 従来、小売規制料金については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であるかを確認するため、値上げ・値下げの如何を問わず、経済産業大臣の認可を受けることとされていた。
- しかしながら、電気事業制度改革を進める中で、料金算定ルールの透明性を確保した上で行政の関与を少なくし、電力会社の自主的な経営効率化の効果を需要家に機動的に還元する観点から、2000年に料金値下げ時の届出制が導入された。

<小売規制料金の値下げ届出プロセス>



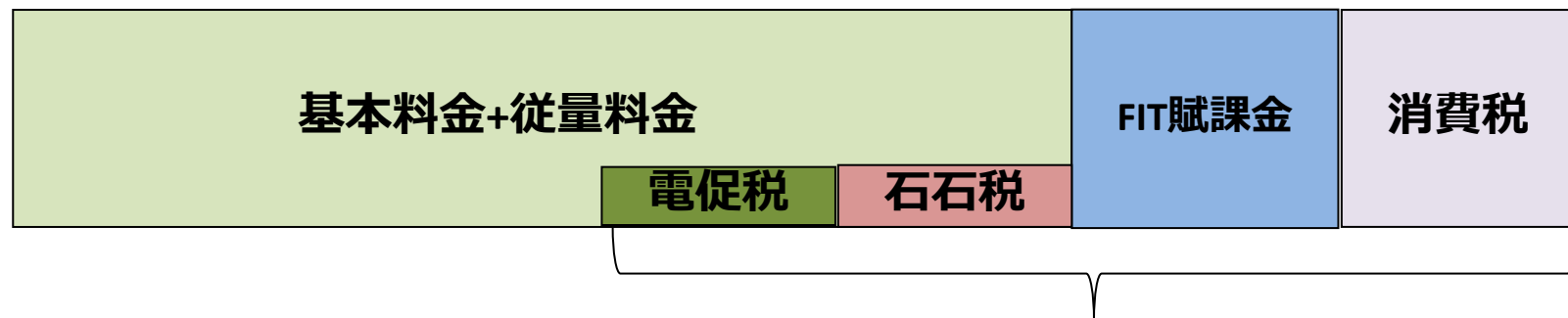
<参考：小売規制料金の認可プロセス>



外生的費用の料金反映手続

- 電気事業者にとって、FIT賦課金、消費税、石油石炭税などは、自らの経営努力と無関係に、外生的な要因により増加する費用である。
- そのような費用増加分の料金反映を、簡便かつ機動的な手続で行えるよう、2011年に制度改正がなされ、届出による料金改定が可能となった。

<電気料金のイメージ>



外生的要因による料金改定は届出

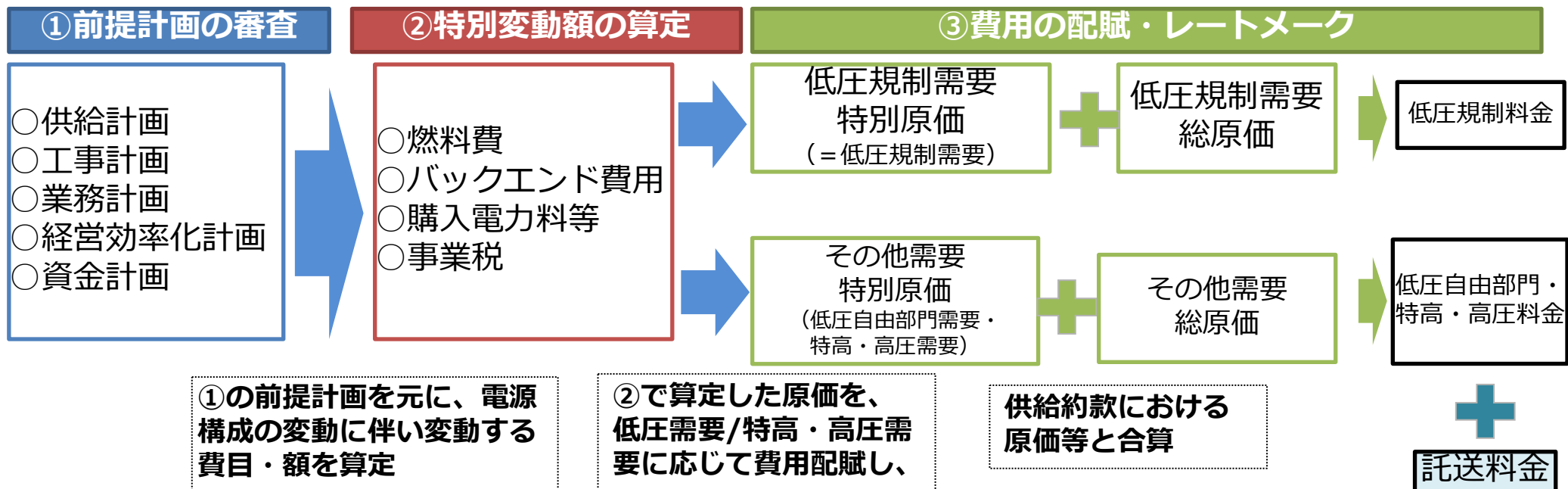
<旧電気事業法第19条第6項>

一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

電源構成変分認可制度

- 震災後、原発停止に伴う料金値上げに際し、原発の再稼働見込みに伴う不確実性が高いことを踏まえ、2012年、適正な料金原価を維持するための電源構成変分認可制度が導入された。
- 同制度の下では、料金値上げ後、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合、原価算定期間内であれば、総原価を洗い替えることなく、燃料費等の原価変動を料金に反映させる料金改定を行うことが認められている。

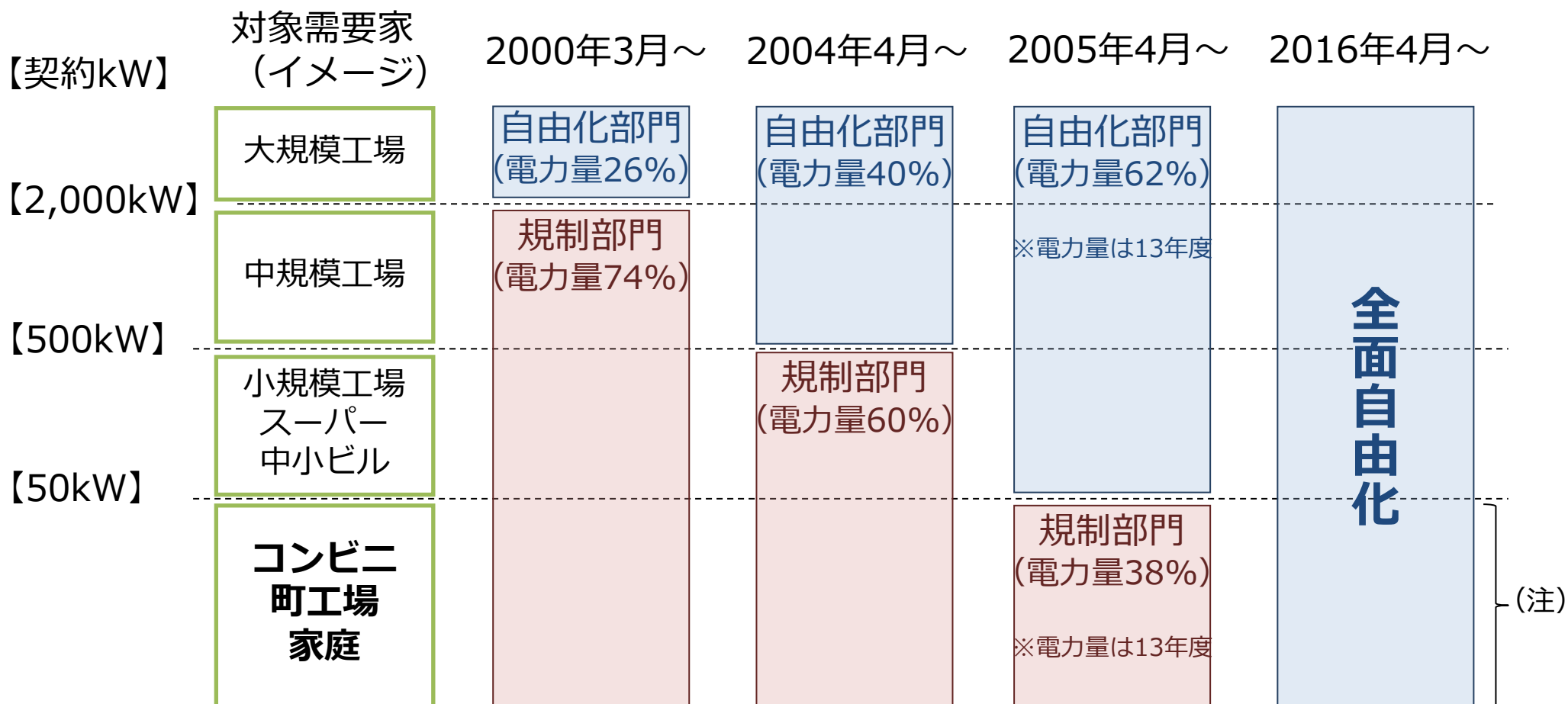
電源構成変分認可制度の料金設定フロー（イメージ）



2. 電力自由化の下での 託送料金制度

自由化部門の拡大（2000年～）

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化。2005年以降、市場全体の約6割が自由化され、需要家は電力会社を自由に選択できるようになった。
- また、昨年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになっている。



(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年3月末まで料金規制を残す（需要家は規制料金も選択可能）

料金規制の撤廃

- 昨年4月、家庭をはじめとする低圧部門についても小売参入が自由化され、一般家庭も電力会社を自由に選択できるようになった。
- ただし、需要家保護の観点から、旧一般電気事業者の小売部門には規制料金メニューでの供給義務が課されており、少なくとも2020年3月末までは規制料金メニューが提供されることとなっている。
- なお、全面自由化後、離島への電力供給については、一般送配電事業者により行われている。また、経過措置終了後の供給者が決まらない場合の最終保障サービスについても一般送配電事業者により行われる。

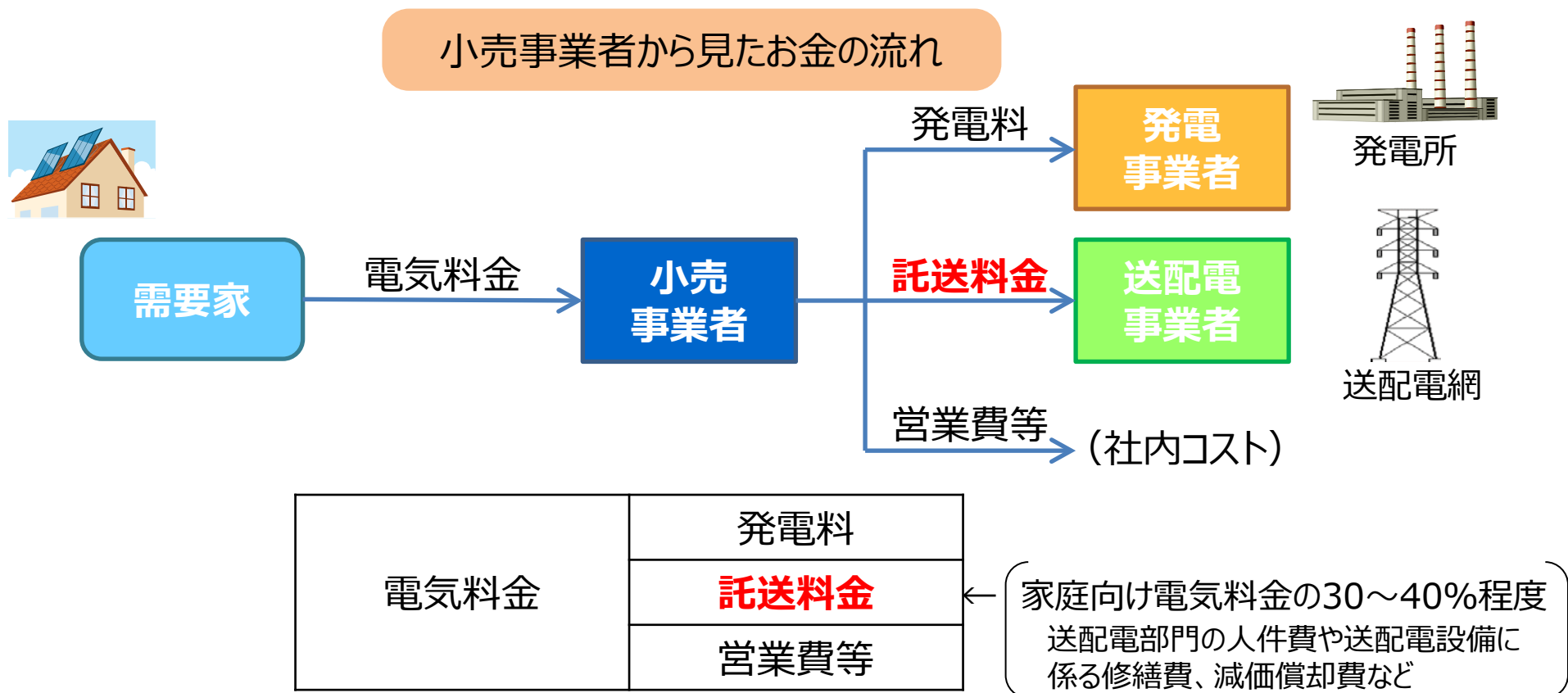


※供給約款：家庭などの一般の需要に応じて電気を供給する場合に、電気料金その他の供給条件を定めたもの

※選択約款：電力会社の効率的な事業運営に資する電気料金その他の供給条件であって、需要家が供給約款との間で選択可能なもの

託送料金制度

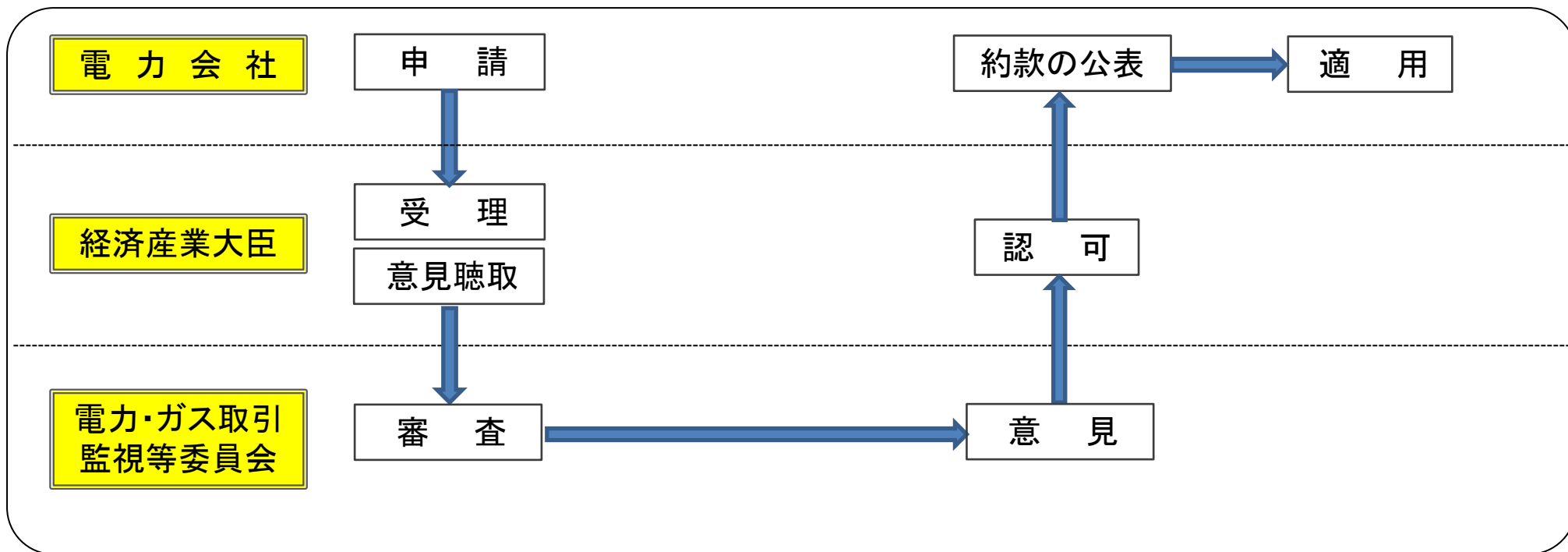
- 昨年4月の小売全面自由化にあわせて電気事業の類型が見直され、発電、送配電、小売の3つに事業類型が分かれ、送配電事業のみ、許可制となった。
- 送配電網利用の対価である託送料金は、一般送配電事業者が法令に基づき算定し、経済産業大臣の認可により設定されており、小売事業者は、需要家から受け取る電気料金の中から託送料金を支払っている。



託送料金認可手続

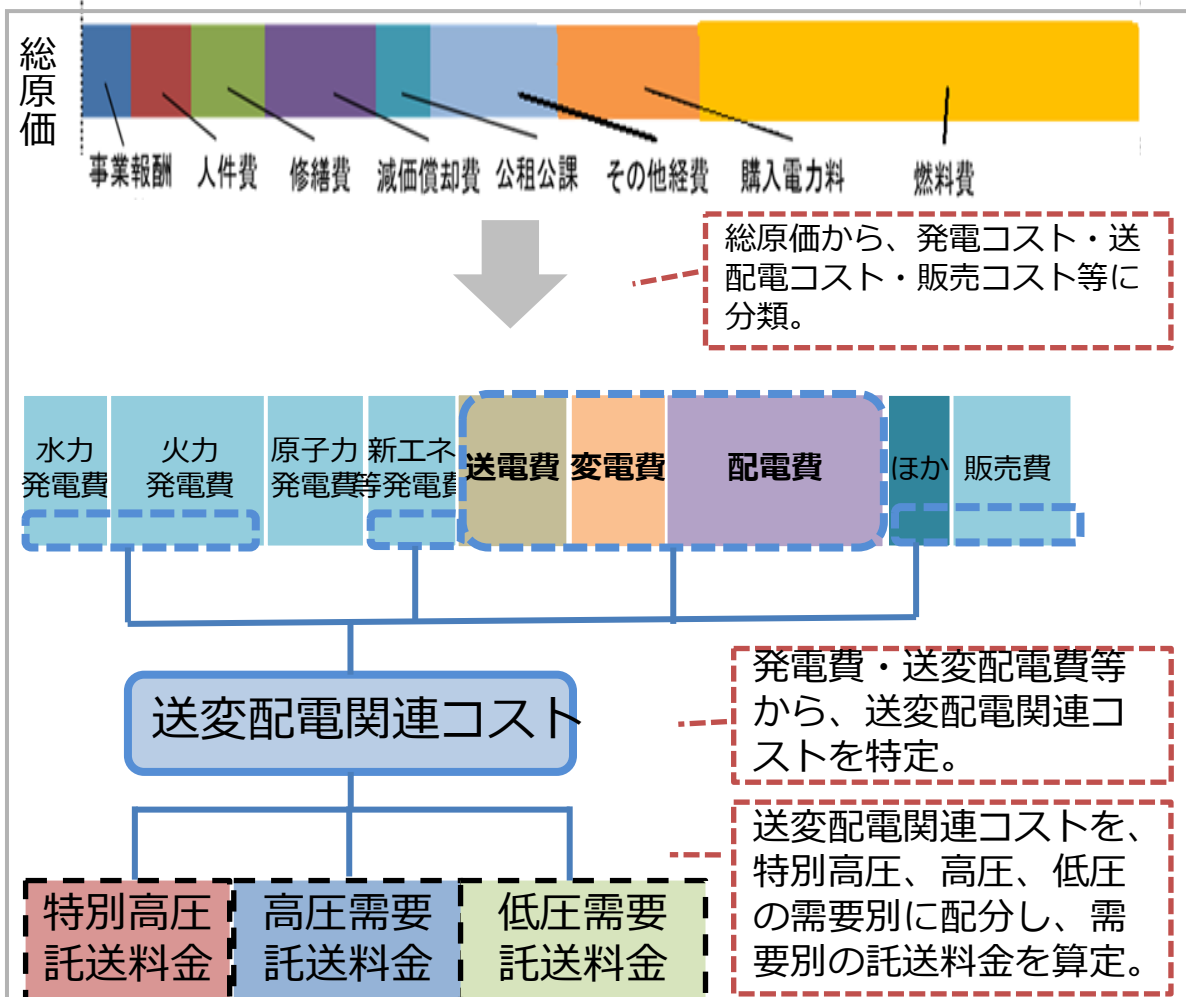
- 一般送配電事業者から託送料金の認可申請があった場合、経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行うこととされている。
- 消費者が直接事業者を支払う小売規制料金と異なり、事業者間の取引に係る料金であることから、料金認可に際し、公聴会を開催したり、消費者庁に協議したりすることとはされていない。

託送料金認可プロセス



(参考) 託送料金の算定方法

- 託送料金の算定に当たっては、まず、一般送配電事業者の総原価を発電費、送変配電費、販売費等に分類し、それらの送変配電関連コストを、特別高圧、高圧、低圧の需要別の費用に配分し、各需要別の託送料金を算定する。



一般送配電事業者の 託送料金平均単価 (円/kWh) (税抜)			
	低圧	高圧	特別高圧
北海道	8.76	4.17	1.85
東北	9.71	4.50	1.98
東京	8.57	3.77	1.98
中部	9.01	3.53	1.85
北陸	7.81	3.77	1.83
関西	7.81	4.01	2.02
中国	8.29	3.99	1.62
四国	8.61	4.04	1.79
九州	8.30	3.84	2.09
沖縄	9.93	5.20	3.01

託送料金を巡る環境変化（電力需要の減少）

- 現行の託送料金原価における想定需要は、2012年から2016年にかけて、小売規制料金の値上げ認可や託送料金の認可を得る際に各電気事業者が定めたもの。
- その後、震災後から続く需要家の省エネ意識の定着等により、システムを利用する電力の需要は減少傾向にあり、現状、想定需要と需要実績との間に数%の乖離が生じている。

単位：億kWh

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計
A) 託送料金原価算定における想定需要 ()は原価算定期間	319 (2013～15)	800 (2013～15)	2,899 (2012～14)	1,283 (2014～16)	284 (2016～18)	1,486 (2013～15)	602 (2016～18)	278 (2013～15)	857 (2013～15)	78 (2016～18)	8,876
B) 需要実績 (2014～16)	298	770	2,709	1,253	282	1,374	583	263	827	75	8,430
A-Bの乖離	▲7%	▲4%	▲6%	▲2%	▲1%	▲8%	▲3%	▲6%	▲4%	▲4%	▲5%
(参考) 2017～19 想定需要平均	297	774	2,705	1,255	285	1,337	586	258	830	77	8,402

出典：各社託送供給等約款認可申請資料
広域機関「全国及び供給区域ごとの需要想定」

事業環境の変化を踏まえた料金改定手続

- 従来の電気料金制度は、将来的な電力需要の増加を前提としつつ、経営効率化による原価削減効果を着実に料金に還元させていく観点から、料金改定に当たっては、値上げ・値下げの如何を問わず、全ての原価項目の額の洗い替えと想定需要の見直しを原則としていた。
- しかしながら、近年、電力需要の伸びが頭打ちとなりつつある中で、上記のような料金改定を行う場合、仮に原価総額を抑制したとしても、想定需要を機械的に見直すと結果的に料金が上昇しかねない状況が生じている。
- このような状況を踏まえ、料金の上昇を最大限抑制する観点から、「特定の原価項目」の額の変動があったときは、変動分のみ、想定需要の見直しを行わずに料金改定できることとしてはどうか。
 - ※ ただし、中長期的な観点から、変動分の想定需要の見直しが適当な場合は、直近の需要動向や料金改定時期等を踏まえつつ、柔軟な対応を行うことも可能なこととしてはどうか。
- その際、「特定の原価項目」を事業者が恣意的に選択し、料金の抑制を阻害することのないよう、対象となる原価項目を、その額の変動が事業者自らの効率化努力によらない外生的なものに限定することとしてはどうか。
 - ※ なお、託送原価全般の推移や効率化努力の状況については、電力・ガス取引監視等委員会において、定期的に、事後評価を行うこととなっている。

3. 託送料金の仕組みを利用した 費用回収手続

電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ

- 昨年秋に設置された電力システム改革貫徹のための政策小委員会は、電力システム改革を貫徹するため、更なる競争活性化に向けた施策と、市場原理のみでは解決が困難な公益的課題の克服を図るための施策について、一体的に検討を行った。
- その結果、本年2月の中間とりまとめにおいて、電力自由化の中で市場原理のみでは解決が困難な公益的課題の克服を図るための施策として、原子力事故の賠償の備えの不足分及び廃炉に関する会計制度分について、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収することが妥当とされた。
- また、託送料金の仕組みを利用して需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講じると共に、需要家が自らの負担を明確に認識できるような措置を講じるべきであるとされた。

<電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ（抜粋）>

本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講ずるとともに、個々の需要家が自らの負担を明確に認識できるよう、指針等を通じ、小売電気事業者に対し、需要家の負担の内容を料金明細票等に明記することを求めていくべきである。

(参考) 賠償への備えの不足分について

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に納付している（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは事故以前から確保されておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用が料金原価に算入されることもなかった。
- その結果、福島第一原発事故以前は、賠償への備えの費用が料金に含まれていない相対的に安価な電気を全需要家が享受していた。
- こうした中で、原賠機構法制定後、昨年4月に小売りが全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加している環境下において、受益者間の公平性等の観点から、事故前に確保されておくべきであった賠償への備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収することとした。

「賠償への備えの不足分」
のイメージ

福島事故前に確保されておくべきであった賠償への備え

2011
(機構法成立)

2016
(全面自由化)

<電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ（抜粋）>

③全ての需要家から公平に回収する過去分の額

現在、原子力事業者が毎年納付している一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金により回収されていることから、全ての需要家からの過去分の公平な回収は、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則撤廃される2020年に開始することが妥当であると考えられる。この場合、2019年までに納付される一般負担金は、小売規制料金の残る限定的な競争環境下で回収されるため、全需要家ではないものの、概ね全ての需要家から回収されると考えることができる。

このため、全ての需要家から公平に回収する過去分の算定に当たっては、2011年から2019年までに納付される一般負担金を全需要家から回収する過去分と同様のものと扱い、過去分の総額から控除する。2019年度末までに原子力事業者が納付することが想定される一般負担金は、今後の負担金が2015年度と同条件で設定されると仮定すれば約1.3兆円であり、これを過去分総額から控除すると、約2.4兆円となる。

④過去分の回収方法

(略)

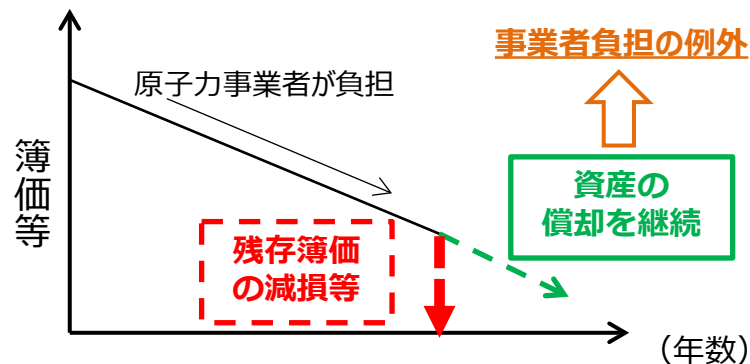
約2.4兆円の過去分を託送料金の仕組みを利用して全需要家から回収する場合、単年度当たりの需要家の負担を最大限抑制しつつ、将来世代に過大な負担を課さないようにする必要があり、国内で初めて商用原発が稼働（1966年）してから原賠機構法の制定（2011年）まで45年であり、また、現行規制法上、原発の稼働期間が原則40年であることを踏まえると、回収期間を40年（年間回収額600億円）とするのが妥当と考えられる。また、このとき、1kWh当たりの負担額は0.07円（標準家庭での負担は18円/月）となる。

(参考) 自由化の下での廃炉会計制度の在り方

- 2012年以前の電気事業会計制度の下では、廃炉に伴う資産の残存簿価の減損等により、一時に巨額の費用認識が生じ、①事業者が原発依存度低減に向けた廃炉の判断を躊躇する、②事業者の廃炉の円滑な実施に支障を来す、との課題があった。
- このため、2013年及び2015年の2度にわたり、設備等の残存簿価を廃炉後も分割して償却（＝負担の総額は変わらないが、負担の水準を平準化）する会計制度を措置。これは規制料金により廃炉後も着実な費用の回収が見込めることを前提としており、現在は小売規制料金により費用回収が行われている。
- 廃炉の円滑化に資する本制度は、小売規制料金の撤廃後も継続すべきことから、託送料金の仕組みを利用して費用回収を行い、段階的に費用計上する。

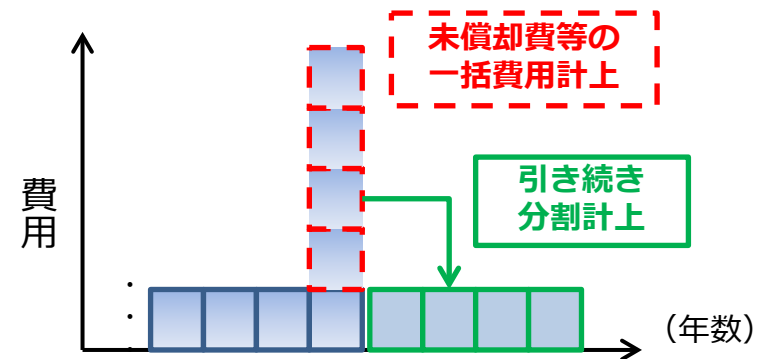
廃炉会計の効果イメージ

<資産計上継続の効果>



会計制度がない場合

<負担の平準化の効果>



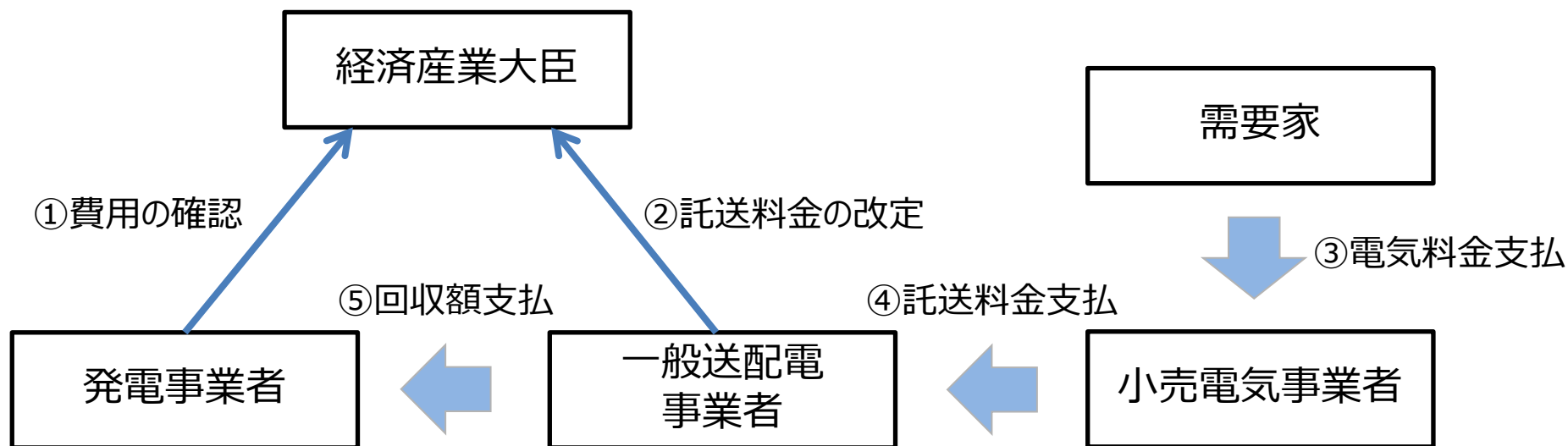
会計制度がある場合

託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

- 原子力事故の賠償の備えの不足分及び廃炉に関する会計制度分について、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収するに際しては、まず、発電事業者において、それぞれの費用の額を明確化する必要がある。
- その上で、一般送配電事業者は、回収額を託送料金に織り込み、小売電気事業者から託送料金として電力量に応じて回収し、回収額を発電業者に支払うこととなる。

※特定の発電所において発電された電気が複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていた場合、その発電所に関連する賠償の備えの不足分や廃炉に関する会計制度分は、複数の一般送配電事業者に配分されることとなる。

<託送料金の仕組みを利用した回収スキーム>



論点① 回収額・料金反映方法の妥当性の確保

1. 回収額

- 託送料金の仕組みを利用して回収される費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、額の妥当性を確保するため、どのような費用をどれだけ回収する必要があるか、あらかじめ発電事業者が経済産業大臣の承認を得ることとしてはどうか。

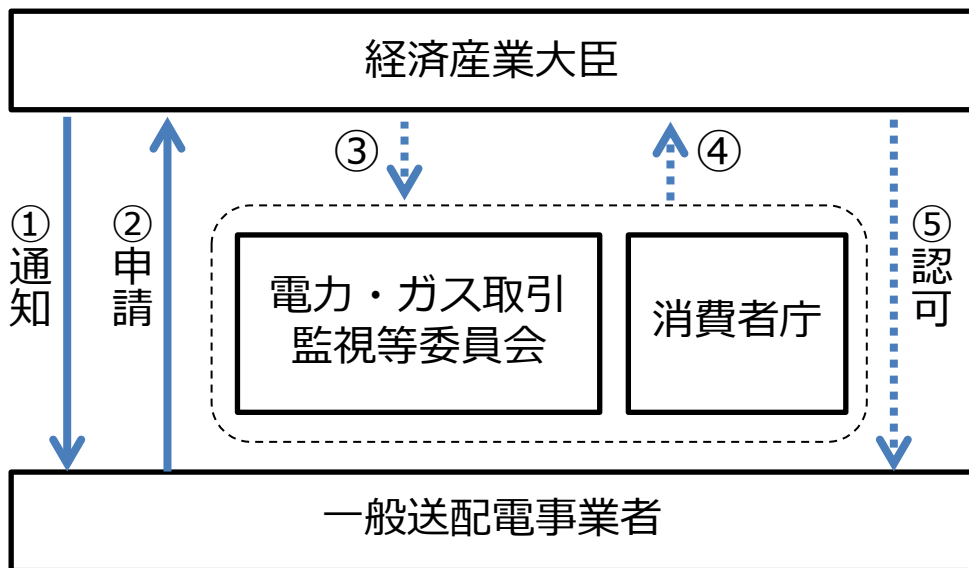
※経済産業大臣は、一般送配電事業者による託送料金改定を円滑にするため、承認額を元に算定される回収額を各一般送配電事業者に通知。

2. 料金反映方法

- 託送料金の仕組みを利用した費用回収額の託送料金への反映方法の妥当性を確保する観点から、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会等の意見を聞くこととしてはどうか。

※一般送配電事業者が託送料金を改定する場合、値上げ認可のときは、法令上、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴くこととされている。

<料金反映方法の妥当性の確認手続> (賠償の備えの不足について値上げ認可する場合)

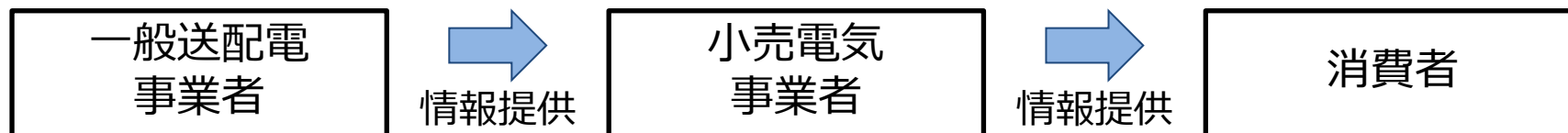


- ① 経済産業大臣は、一般送配電事業者に対し、各事業者が託送料金を通じて回収すべき額を通知する。
- ② 一般送配電事業者は、経済産業大臣に対し、通知を踏まえた託送料金の改定を申請する。
- ③・④ 経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁の意見を聞く。
- ⑤ 経済産業大臣は、申請を認可する。

論点② 回収額の透明性の確保

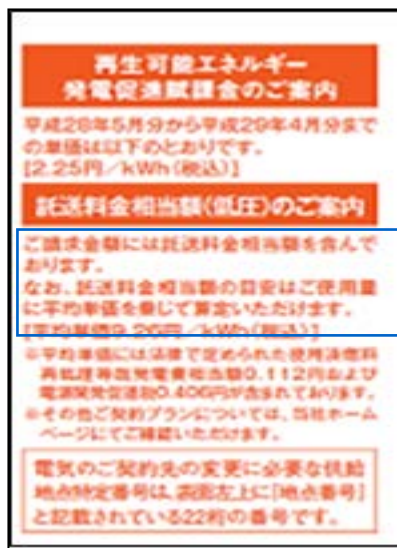
- 託送料金の仕組みを利用して回収される費用については、その内容（単価及び内訳）を消費者に適切に情報提供するため、一般送配電事業者に対し、小売事業者への託送料金請求時に内容の明示を求めることとしてはどうか。
- また、小売電気事業者に対し、一般送配電事業者から情報提供を受けた費用の内容について、指針等により、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、消費者に明示するよう求めることとしてはどうか。

<回収額の透明性を確保する仕組み>



※託送料金の仕組みを利用して回収される費用の単価及び内訳

ご請求額には託送料金相当額を含んでおります。
なお、託送料金相当額の目安はご使用量に平均単価を乗じて算定いただけます。
【平均単価9.26円/kWh（税込）】



検針票裏面(東京電力)